

その資産、特例対象かもしれません！

ある一定の要件を満たした場合、特例が適用され固定資産税が減額になります。特例対象資産をお持ちの方は、償却資産申告書・種類別明細書とともに、次の提出書類を添付して申告してください。

特例対象資産の主な例

1 中小企業等経営強化法（旧生産性向上特別措置法）にかかる特例

（地方税法附則第64条、府中市市税条例付則第8条の2第15項）

1) 対象者：資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く。）

2) 対象資産：①償却資産（機械装置・器具備品など）

- ・旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- ・以下〈表1〉のとおり

②事業用家屋及び構築物（広告塔など）

- ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- ・家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得したもの
- ・それぞれ取得金額が120万円以上のもの

※ ①・②共に、商品の生産もしくは、販売または役務の提供の用に直接供するもの

※ 中古資産でないこと



〈表1〉

種類	取得金額	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備（家屋と一体となって効果を果たすものを除く。）	60万円以上	14年以内

3) 取得期間：・償却資産 平成30年6月6日から令和5年3月31日に新規取得したもの

・事業用家屋及び構築物 令和2年4月30日から令和5年3月31日に新規取得したもの

4) 提出書類：以下のとおり（※①②③④⑤⑥⑦⑧はすべて**写し**でご提出ください。）

〈償却資産〉

特例計算届書、①計画認定書、②計画申請書、③工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書

〈償却資産〉※所有権移転外リースの資産が特例の対象になる場合

特例計算届書、①②③に加えて、④リース契約書（リース会社から入手）、⑤軽減額計算書（リース会社から入手）

〈家屋〉

特例計算書、①②③（※③は事業用家屋のみを届出する場合には不要）に加えて、⑥認定経営革新等支援機関の確認書、⑦認定経営革新等支援機関への提出書類一式、⑧（個人事業主の場合）特例対象家屋の事業用割合を示す書類

5) 特例内容：投資後3年間、該当資産の課税標準額が0になります。

※先端設備等導入計画の申請・認定については、生活環境部産業振興課（042-335-4142）へお問合せください。

※償却の特例については、市民部資産税課償却資産係（042-335-4447）へお問合せください。

※家屋の特例については、市民部資産税課家屋係（042-335-4446）へお問合せください。

2 再生可能エネルギーに係る特例（地方税法附則第15条第27項）

- 1) 対象資産：再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（特定再生可能エネルギー発電設備）
- 2) 取得時期：令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに取得されたもの
- 3) 特例内容：次のとおり



<太陽光発電>

提出書類：特例計算届書、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したことが分かるもの（補助金決定通知書の写しなど）

発電出力	根拠条例	特例内容
1,000kW未満	市税条例付則第8条の2第3項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
1,000kW以上	市税条例付則第8条の2第7項	3年間、該当資産の課税標準額が12分の7

<風力発電>

提出書類：特例計算届書、固定価格買取制度の認定を受けていることが分かるもの

発電出力	根拠条例	特例内容
20kW未満	市税条例付則第8条の2第8項	3年間、該当資産の課税標準額が4分の3
20kW以上	市税条例付則第8条の2第4項	3年間、該当資産の課税標準額が3分の2

<水力・地熱・バイオマス>

提出書類：特例計算届書、固定価格買取制度の認定を受けていることが分かるもの

種類	発電出力	根拠条例	特例内容
水力発電	5,000kW未満	市税条例付則第8条の2第10項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
	5,000kW以上	市税条例付則第8条の2第9項	3年間、該当資産の課税標準額が4分の3
地熱発電	1,000kW未満	市税条例付則第8条の2第5項	3年間、該当資産の課税標準額が3分の2
	1,000kW以上	市税条例付則第8条の2第11項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
バイオマス発電	1万kW未満	市税条例付則第8条の2第12項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
	1万kW以上 2万kW未満	市税条例付則第8条の2第6項	3年間、該当資産の課税標準額が3分の2

特例計算届書は府中市のホームページからダウンロードできます。郵送も可能ですので、ご希望の際はご連絡ください。



【問合せ先】

府中市市民部資産税課償却資産係

電話：042-335-4447